

<別紙>

フロン排出抑制法

第一種特定製品の充填回収業者等に関する運用の手引き

環境省 経済産業省

## フロン類回収の十分な知見を有する者

第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が十分な知見を有する者と考えられる。なお、業務用冷凍空調機器の回収に係る資格には、主に以下のようなものがある。

ア. 冷媒フロン類取扱技術者

イ. 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者

ウ. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

エ. 冷凍空気調和機器施工技能士

オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者

→ 「群馬県フロン回収技術講習会」修了者が該当します。

キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

ク. 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

ケ. 自動車電気装置整備士（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）

受講資格